

第4章 テーマ別解説

1 特殊法人（独立行政法人）としての事業団の性格

(1) 特殊法人（独立行政法人）の地位

ア 定義

特殊法人とは、本来の行政の主体から独立して多様な行政的機能を果たしている組織を総称するものであり、講学上「独立行政法人」とも言われ、次のとおり定義される。

- ①特別の法律の根拠に基づき、
- ②行政主体としての国（又は地方公共団体）から独立し、
- ③国から特殊の存立目的を与えられ、
- ④特殊の行政主体として、
- ⑤国の特別の監督のもとに、
- ⑥その存立目的たる特定の公共事務を行う法人の組織。

（田中二郎『新版 行政法』中巻187頁）

（⇒その他の法人の区分について、24頁参照）

なお、これを事業団法の規定と照らしてみると、それぞれおおむね次のとおり対応している。

- ①事業団法全体（特に設立行為については附則2～5条）
- ②2条（法人として、独立した人格を有する）
- ③1条（目的）
- ④18条（役員及び職員の公務員たる性質）
- ⑤38条（監督）、43条（主務大臣）
- ⑥21条（業務の範囲）

イ 存在の意義

こうした特殊法人は、現代の複雑な行政需要に応えるために、本来国（又は地方公共団体）が実施すべき事務を、別の組織に実施させることによって、

- ①財務・会計、人事面等での弾力性を確保し（自主性・企業性）、
- ②特定の領域・分野における専門ノウハウの蓄積と活用を図り（専門性）、
- ③もって事務を一層効果的・効率的に実施すること（能率性）

をねらいとして設立されるものであるといえる。

(2) 業務の種類

特殊法人が実施すべき性格の、政府の「事業」にどのようなものがあるかは一定して

いないが、これは時代・環境によって変化するものであろう（旧三公社（国鉄、電電公社、専売公社）の民営化はこの変化を象徴するものであったといえる）。また、事業内容を分類すると次のようになり、多種多様なものが含まれている（行政管理研究会「現代行政全集3 行政管理」）。

- i 公益的事業（営団等）
- ii 公共事業（公団）
- iii 融資事業（公庫、銀行、金庫等）
- iv 検査検定（協会、検定所等）
- v 施設の設置・管理（国立競技場等）
- vi 還元融資・サービス提供（年金福祉事業団等）
- vii 共済、年金事業（中小企業退職金共済事業団等）
- viii 価格調整（畜産振興事業団等）
- ix 公営競技の管理等（日本中央競馬会等）
- x 研究、開発（新技術事業団等）
- xi 振興、助成（国際協力事業団等）
- xii その他

(3) 事業団の課題

当事業団について見ると、その業務は企業的経営になじむものではないから、右の指摘によれば、事業団の設立の意義は第一に能率的運営にあるということになる。しかし、他方で国による「特別の監督」に服しつつ「能率的運営」を確保するということは、両立しないおそれのある二つの要請を同時に満たすことという困難な課題を達成することである。

しかも、事業団の主要な業務の一である技術協力については、政府が締結する条約その他の国際約束に根拠を有することが求められ、その遺漏なきを期することを一つの理由として、業務全体について毎年度ごとの業務実施方針の指示が法定されている（23条）という特別の事情がある。通常の特許法人よりも更に自主性、能率性の問題が重要になる原因はここに求めることができるであろう。

(4) 「認可」等での主務大臣との関係

事業団法上、事業団がある行為について主務大臣の「認可」、「承認」又は「指定」が法定されている場合は次のとおりであるが、これらはいずれも他の「事業団」にもおおむね共通する規定である。法律上事業団が他に比して特に重い義務を課されているとまでは言い難い。むしろ、上で述べたように、事業団法の独自性は業務全体に係る毎年度の業務実施方針の指示に求められるであろう。

ア「認可」

認可とは、「ある人の法律上の行為が公の機関の同意を得なければ有効に成立することができない場合に、その効力を完成させるため、公の機関の与える同意」とされる（法令用語辞典）。事業団法上この意味の認可が要件とされている行為は次のとおりであり、これを受けなかった役員には過料の制裁がある（45条1号）。

- i 従たる事務所の設置（3条2項）
- ii 副総裁及び理事の任命（10条2項）
- iii 総裁による役員解任（13条3項）
- iv 運営審議会委員の任命及び解任（20条1項、4項）
- v 目的達成業務を行うこと（21条2項）
- vi 業務の委託（24条1項）
- vii 業務方法書の作成（25条1項）
- viii 事業計画、予算及び資金計画の作成及び変更（27条）
- ix 借入れ及び債券の発行（31条1項）
- x 短期借入金の借換え（同条2項）
- xi 債券の発行の委託（同条6項）
- xii 長期借入金及び債券の償還計画（33条）
- xiii 財産の処分等（35条）

イ「承認」

「承認」は、一般にはさまざまな意味に用いられているが、「国以外の者が国の機関の『承認』を要するものと定められている場合としては、国の特別の監督の下に置かれている法人の予算、決算等に関するものが多い」（法令用語辞典）。

事業団法上承認が要件とされている行為は次のとおりである。承認を受けなかった役員には、認可の場合と同様に過料の制裁がある（45条1号。承認に係る事項の法律上の効果については関連条項の項参照。）

- i 役員兼職禁止の例外（14条）
- ii 財産目録、貸借対照表及び損益計算書（28条1項）
- iii 役員及び職員給与及び退職手当の支給の基準の作成及び変更（36条）

ウ「指定」

「指定」については、余裕金の運用先としての有価証券及び金融機関の指定が定められている（34条）。

2 海外経済協力基金・日本輸出入銀行との関係

(1) 基金及び輸銀の目的と業務

経済協力基金及び日本輸出入銀行は、それぞれ設立法上、次の目的及び業務を有するものと規定されている。

ア 基金

基金の目的は、東南アジアその他の開発途上地域の産業の開発又は経済の安定に寄与するため、必要な資金で輸銀や一般の金融機関から供給を受けることが困難なものの供給を図ることにある（法1条）。また、その業務は次の4カテゴリーに大別することができる（20条）。

- i 開発事業への貸付け及び出資（1号、2号）
- ii 調査・試験的实施のための貸付け（3号）
- iii 緊要な物資の輸入のための貸付け（4号）
- iv 関連する調査（5号）

これらの業務のうち、i からiii は輸銀や一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難である場合にのみ行うことができるとされ（21条）、基金の援助機関としての性格が明らかにされている。

イ 輸銀

輸銀については、目的は金融上の援助を与えることにより経済交流を促進するために一般の金融機関が行う貿易・投資金融を補完・奨励することとされ（法1条）、その主要な業務は次のとおりとなっている（18条）。

- i 本邦からの輸出・技術の対外的提供のための貸付け等（1号、2号、3号）
- ii 本邦への輸入・技術の導入のための貸付け等（4号）
- iii 海外投資・海外事業のための貸付け等（5号、6号、7号）
- iv 外国による事業・輸入等のための長期資金の貸付け等（8号）
- v 外国による緊急の輸入等のための短期資金の貸付け（9号）
- vi 外国による債務履行のための貸付け（10号）
- vii 海外事業のための出資（11号）
- viii 一定の場合の債務保証（12号、13号、14号、15号）

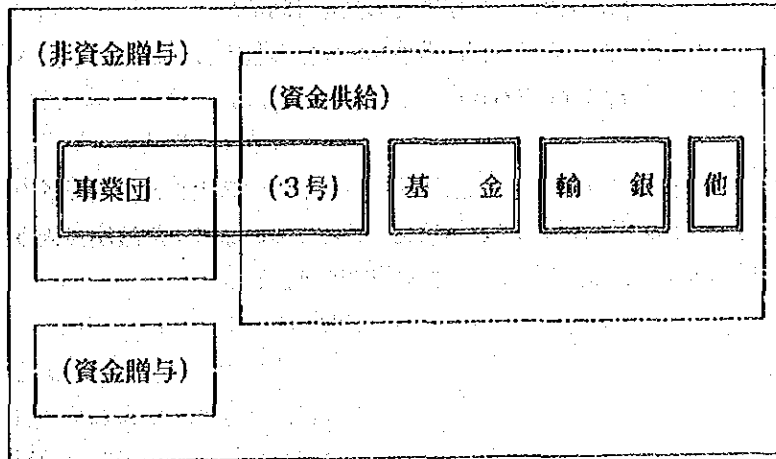
輸銀についても業務に条件が課されており、貸付け等については一般の銀行等が通常の条件で資金を供給することが困難である場合に限り認められる他（18条の2、1項1号）、11号の出資については基金が出資しない場合に限られる（18条11号）。

(2) 事業団の経済協力の機関としての位置付け

言うまでもないが、基金又は輸銀は、資金の贈与に相当する経済協力を行うための機関ではなく、その業務は現在は無償資金協力として外務省が直営で行っている。その他の贈与については事業団が中心であり、この面で基金又は輸銀が事業団の業務とオーバーラップする部分があるとすれば、調査業務程度であろう（基金の業務中には「業務に関連して海外経済協力に関する調査を行なうこと」が明記されている。）。

他方、事業団が行う資金供給業務については、事業団と基金又は輸銀との接点が事業団法22条1号及び2号に規定されており、これによれば、事業団の開発協力を係る資金供給業務は基金及び輸銀を補完するものとされている。具体的には、関連施設の整備への資金供給（21条1項3号イ）にあつては、本体である開発事業について基金、輸銀等から資金供給があり、かつ関連施設の整備については両者からの資金供給が困難である場合に事業団の業務が行われ、また試験的事業等への資金供給（3号ロ）についても、基金又は輸銀からの資金供給が困難である場合に限られている。（以上を図示すると以下のとおり。）

<ODAの構成>



3 主務大臣と大蔵大臣との関係

事業団法において主務大臣が大蔵大臣と協議することが定められている事項は次のとおりであり、財務・会計に関する事項を中心として幅広い。

- i 目的達成業務の認可 (21条2項)
- ii 業務実施方針の指示 (23条)
- iii 業務の委託の認可 (24条1項)
- iv 業務方法書の認可 (25条1項)、主務省令の制定 (同条2項)
- v 事業計画、予算及び資金計画の認可 (27条)
- vi 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認 (28条1項)
- vii 借入れ及び債券の発行の認可 (31条1項)
- viii 短期借入金の借換えの認可 (同条2項)
- ix 債券の発行の委託の認可 (同条6項)
- x 償還計画の認可 (33条)
- xi 有価証券、金融機関の指定 (34条)
- xii 財産の処分等の認可、外務省令の制定 (35条)
- xiii 役員及び職員の給与及び退職手当の支給の基準の承認 (36条)
- xiv 財務及び会計に関する外務省令の制定 (37条)

また、右には明記されていないが、政府予算に関連する大蔵大臣の権限の下で、予算の実行に際して大蔵省との協議を求められる項目が存在している（→財政法34条の2において実施計画の承認が必要である経費はこれとは別である。）。

4 事業団の税法上の扱い

事業団の税法上の扱いを税ごとに区分して整理すると次のとおりである。

(1) 国税

- ア 法人税： 納税義務なし（法4条3項）。
- イ 法人特別税： 納税義務なし。
- ウ 所得税： 非課税（法11条1項。内国法人は利子所得、配当所得、給付補てん金等についての納税義務がある。法174条）
- エ 地価税： 非課税（法6条1項）
- オ 消費税： 納税義務あり。なお、特例がある（法60条4項）。
- カ 有価証券取引税： 納税義務あり。
- キ 自動車重量税： 納税義務あり。
- ク 印紙税： 非課税（法5条2号）
- ケ 登録免許税： 非課税（法4条2項）
- コ その他の間接税： 納税義務者となることは想定されない。

(2) 地方税（東京都・特別区について）

- ア 都民税： 均等割額について納税義務あり（法734条によって準用される294条及び312条）。
- イ 事業税： 非課税（法1条2項によって準用される72条の4、1項3号）
- ウ 不動産取得税： 事業団法21条1項1号、2号又は4号の業務に供する不動産の一部について非課税（法1条2項によって準用される73条の4、1項20号。なお施行令37条の6）
- エ 自動車税： 納税義務あり。
- オ 自動車取得税： 納税義務あり。
- カ 軽油引取税： 納税義務あり。
- キ 固定資産税： 事業団法21条1項1号、2号又は4号の業務に供する不動産の一部について非課税（法734条によって準用される348条2項28号）
- ク 特別土地保有税： 事業団法21条1項1号、2号又は4号の業務に供する不動産の一部について非課税（法734条によって準用される586条2項28号）
- ケ 事業所税： 非課税（法735条によって準用される701条の34、1項）
- コ 都市計画税： 事業団法21条1項1号、2号又は4号の業務に供する不動産の一部について非課税（法735条によって準用される702条の2、348

条2項28号)

- サ 特別区民税： 均等割額について納税義務あり（法1条2項によって準用される294条及び312条）。
- シ 軽自動車税： 納税義務あり。
- ス その他： 納税義務者となることは想定されない。

第5章 関連法令の解説

1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年9月16日法律第93号）

（1）法の沿革と概要

ア 沿革

1970年代から80年代にかけて発生した大量のカンボディア難民を契機として、開発途上地域で大規模な災害が生じた場合に人道的な見地から人を送って援助に当たることの重要性が、我が国内にも広く認識されるようになった。政府は、これらの難民、ひいては大規模な災害に対処するため、国際緊急医療チーム（JMIDR）を組織して救援に当たった。ところが、1985年に至ってメキシコの地震、コロンビアの火山噴火と救助を求める被災民の悲惨な姿、諸外国の救援活動の様子がマスメディアに登場して衝撃を与え、医療活動以外の救助活動を速やかに実施する体制をとるべきであるとする声が急速に強まった。

この結果、1985年（昭和60年）末になって、外務省を中心として当時の法令の枠内で「国際緊急援助体制」が整備され、「国際緊急援助隊」を派遣する枠組みが作られた。その中で事業団は「国際緊急援助隊」の派遣、資機材の調達・備蓄等の業務を担当することとされた（事業団法上の根拠は21条1項1号口の技術協力の人員の派遣に求められた。）

ところが、翌年4月にはチェルノブイリ原子力発電所事故が発生し、改めて我が国の人的な貢献の必要性、特に人員派遣体制の法的な整備の重要性が認識されるようになった。この法律は、このような経緯の下で1987年（昭和62年）に制定されたものである。

制定当初は、文民だけを派遣することを規定するものであったが、1992年（平成4年）に改正された結果、国際緊急援助活動を行う「関係行政機関」に防衛庁が追加された（「別表」に、防衛庁を含め17の省庁が掲げられている。）、自衛隊の部隊等による国際緊急援助活動が認められるようになった。

イ 概要

開発途上地域等における大規模な災害（人災を含む。128頁参照）に際し、被災国政府等から援助の要請があった場合には、要請を受けた外務大臣はまず関係行政機関の長と協議を行うことになる（3条）。関係行政機関の長は、この要請に基づき、その機関

の所掌事務の一環としての国際緊急援助活動を職員に行わせる（4条。ただし、消防と警察に関しては地方自治体の職員を含む。）。どこでいう「国際緊急援助活動」とは、次のものからなる活動である。

- ① 救助活動・・・被災者の捜索・発見、救出、移送等を意味する。
- ② 医療活動（防疫活動を含む。）・・・被災者の診療、疫病の蔓延を防ぐための感染対策等が該当する。
- ③ 災害応急対策・災害復旧・・・災害の未然防止・拡大の阻止、復旧の活動を幅広く含む。

これらの「国際緊急援助活動」そのものは、事業団の業務となっていない。事業団は、外務大臣の命令（5条）を受け、次の業務を担当する（7条）。

- ① 関係行政機関の職員や民間のボランティア等を国際緊急援助隊として派遣すること。
- ② 国際緊急援助活動に必要な機材・物資の調達、手配等を行うこと。

ただし、自衛隊の部隊等及び海上保安庁の船舶・航空機を用いて国際緊急援助隊の輸送を行う場合があり（3条2項2号、3項）、この場合には、その輸送業務は事業団の業務からはずれることになっている。

（2）事業団の役割と問題点

ア 指揮命令関係

国家公務員、都道府県警察の職員及び消防機関の職員は、いずれも職務として国際緊急援助活動に従事するものであるから、これらの隊員に対する指揮命令権限は所属先にあると解される。事業団が担当する「派遣」とは、隊員を現地に送り出すという事実行為を念頭に置いた概念として理解するべきである。したがって、出先において事業団職員がこれらの隊員に対してアドバイス、調整等を行ったとしても、それは法的には指揮命令権限の行使として説明できるものではない。（129頁参照）

イ 安全配慮義務

国際緊急援助の実施においては、その活動の性質上、安全を確保することが、他の事業の場合にも増して特に重要な課題である。

一般に、安全配慮義務とは、判例によれば、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備、若しくは器具を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」と定義され、雇

用契約において使用者が負う義務のひとつとされている⁽¹¹⁾。しかし、より広義には、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随的義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」とも言われ⁽¹²⁾、雇用関係以外の契約関係や、更には契約関係のない場合にも認められることがある。したがって、安全配慮義務は、指揮命令関係の具体的態様に依拠して生じるものと言える。

事業団が「派遣」する国際緊急援助隊員のうち、私人たる隊員に対しては事業団が指揮命令権を有しているから、それに伴って事業団が安全配慮義務を負う⁽¹³⁾。

これに対して、公務員たる隊員については、上記アで述べたような指揮命令関係の下にあり、事業団との間に基本的に指揮命令関係を有していない。したがって、次のように、原則として事業団は安全配慮義務を負わないと考えられる⁽¹⁴⁾。

- ① 自己の指示に従う義務がなく、かつ現実に従うとは限らない者の安全を配慮する責任は達成し難い。
- ② 指揮命令権限を保持している者が安全配慮義務をも負うという解釈の方が自然である。
- ③ 事業団はあくまで外務大臣の個別の命令を受けて国際緊急援助隊員を派遣するのであり、イニシアティブをとるものでない。

しかし、上述のように、安全配慮義務とは「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、…信義則上」発生する義務である。したがって、たとえ公務員たる隊員との間に形式上の指揮命令関係がないとしても、これらの隊員を「派遣」ということにおいて、事業団との間に現実の社会的接触が発生している以上は、事業団に一定の安全配慮義務が発生する可能性はあり得る。

少なくとも、事業団が知り得た情報を適時に提供する等の配慮は、必要と思われる。また、事業団が実施する「派遣」に伴う環境整備という範囲内であれば、安全確保に関連する何らかの業務（例えば飲用可能な水の確保）についての責任を事業団が負うことも排除されないであろう。さらに、何らかの特殊な状況の中で、実態としての指揮命令関係が発生することがあるとすれば、その場合には相応の安全配慮義務が事業団に生じる余地もあるだろう。

いずれにしても、事業団がどの程度の安全配慮義務を負い、いかなる安全対策を講じるべきかについては、個別具体的なケースごとに判断すべきものと思われる。

-
- (1) 最三小判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁。
- (2) 最三小判昭和59年4月10日判時1116号33頁。
- (3) この点は、事業団が指揮命令権を有している事業団職員や「専門家」等の派遣についても同様である。公務員たる「専門家」の場合には、公務員派遣法上の「派遣」という身分処遇を受けて事業団の指揮命令に服することになり、原則としてその限りにおいて事業団が安全配慮義務を負う。(第3章21条1項1号(ロ)の項参照)
- (4) 開発調査業務に従事する業務実施契約を締結したコンサルタントの社員、無償資金協力に関連して相手国政府と契約関係にあるコンサルタント又は業者関係者の社員等についても、事業団との間に直接の契約関係を持たず、したがって基本的に事業団の指揮命令には服さないから、公務員についてと同様に、事業団は原則として安全配慮義務を負わないと考えられる。ただし、場合によっては、何らかの安全配慮義務を負う余地があることも、公務員の場合と同様である。
-

2 国家公務員派遣法

(1) 沿革

「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（昭和45年法律第117号）は、しばしば「国家公務員派遣法」と略称されることがあるが、正式名称にあるように、この法律は基本的に国家公務員の地位すなわち「処遇」に関する法律である。

そもそもの法律の背景は、国際機関等に派遣される職員の地位が、派遣期間中「休職」とされ、その際には次のような不利益扱いがあったことにある。

- ① 派遣されるための休職者の給与は70パーセントに減額されること（国家公務員法79条、一般職の職員の給与等に関する法律23条6項、「休職者の給与」1条1号参照。）。
- ② 国家公務員災害補償法の適用がないこと（同法は「公務上の災害」に適用がある。）。
- ③ 退職手当等の計算の基礎となる勤続期間の計算上不利になること（国家公務員退職手当法7条、国家公務員等共済組合法）。

仮に職員が「出張」の身分で出向し、出先においても本来の「職務」を行うものと整理すれば、これらの問題は生じないが、逆に国際公務員は「任務の遂行に当って、いかなる政府からも…指示を求め、または受けてはならない」（国連憲章100条1）とされるのが例であるので、上司の職務上の命令（国家公務員法98条1項参照）に従わなければならない「出張」の形式では、この独立性を担保することができないという問題が生じる。

これらの問題点を法的に解決するため、昭和45年にこの法律が制定され、新たに「派遣」を定義し、派遣された職員の処遇等について定めたものである。

(2) 概要

この法律の概要は次のとおりである。

- ① 任命権者は職員を「派遣」し国際機関、外国政府等の業務に従事させることができる（2条1項）。ただし、派遣に当たり職員の同意が必要である（同条2項）。
- ② 「派遣」は「条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるもの…又は要請に応じ」ることを根拠としなければならない。

- ③ 派遣職員は派遣期間中「職員としての身分を保有するが、職務に従事しない」(3条)。
- ④ アに述べた問題点を解決するため、給与、業務上の災害補償、年金、退職手当等について、派遣されていない職員と同等の待遇を確保する(5条～11条)。

国家公務員の任命権者による「派遣」は、職員の処遇に関してこのような法律効果を伴うが、これと事業団法21条1項1号口の業務における「派遣」とをどのように整理すべきという点が、しばしば問題とされる。この点については、以下の理由からみて、両者はその趣旨・目的が異なるものであり、任命権者は職員に「派遣」という身分に係る処分を行い、事業団はこの身分を得た者を現実に差し遣わすことを担当すると理解することが適当である。

- ① 国家公務員派遣法は事業団法の制定の際に改正されておらず、現実に事業団は派遣職員の派遣を行っているのであるから、両者が互いに排除し合う関係にはないと考えられること。
- ② 国家公務員派遣法が現実に人を差し遣わすことを規定しているのであるとすると、任命権者の権限として「派遣」しつつ、旅費を支給するとは限らない(10条)という扱いは均衡を失っていること。
- ③ 職員には「派遣」の際に人事異動通知書が交付されることになっていること(「職員の国際機関等への派遣」6条)。

なお、このような二重の関係は、国にとってだけの固有の問題ではない。民間企業の社員が事業団によって「派遣」されるに際しても、雇用主が休職を認める、出張を命ずる等の行為を行うのであって、事業団による実際の「派遣」に加えて、このような行為が別個に存在するという点においては、任命権者によるこの法律上の「派遣」の場合と同じである。

(3) 派遣職員の身分

派遣職員が従事するのは、国際機関等の業務であり(2条)、本来の国家公務員としての職務には従事しない(3条。なお、この規定は休職に関する規定と同じである。国家公務員法80条4項参照。)。 「派遣」に際しては職員の同意が必要とされるが、これ

も、派遣先で従事する職務が、本来の職務ではないからである。

逆に「職務を執行する」について発されることのある上司の「職務上の命令」は、国際機関等の業務に従事する場合については、発することができない。国際機関への出向については、これにより国際公務員としての独立性が担保されることになる。

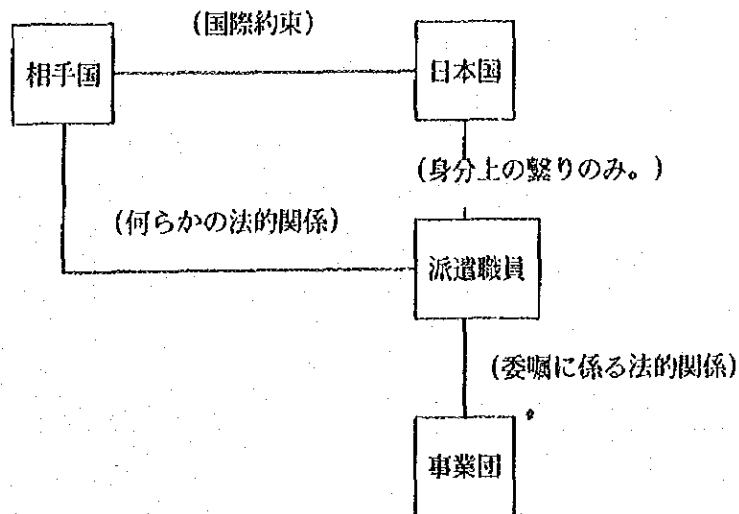
他方、国際機関等の派遣先との関係について見ると、右規定により、職員は職務専念義務（国家公務員法101条）が免除されるので、派遣先等との間で、雇用される、委託を受ける等の法的関係に入ることが可能になる。言うまでもないが、派遣職員はこの派遣先等との間で形成される法的関係に拘束され、他方この法的関係と矛盾を生じるような「職務上の命令」はあり得ない。

(4) 派遣職員、事業団、派遣先の関係

上述したように、「派遣」の身分に処遇された国家公務員は、もともとの所属先の指揮命令を受ける立場にはないから、事業団の「委嘱」を受けることは可能である。委嘱を受けた場合には、これによって形成される法的関係に拘束されることになる。具体的にどのような義務を負うかは委嘱の仕方による。また、派遣職員と派遣先との間で具体的にどのような法的関係が発生するかも当事者間の合意によることになる。

なお、事業団経由の「派遣」をめぐる法律関係をまとめると次のとおり。

<「派遣」をめぐる法律関係>



3 地方公務員派遣法

「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」(昭和62年6月12日法律第78号)は、国家公務員の派遣法と対をなすものとして昭和62年に制定された。この法律による「派遣」は、国家公務員派遣法上の「派遣」と同一のものとして規定されている(2条から8条まで)。

他方、国家公務員派遣法との相違点を整理すると、次のとおりである。

- ① 派遣先として「外国の地方公共団体の機関」が例示されていること(2条1号)
- ② 派遣の根拠が「地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準じるもの・又は・要請に応じ」ることとなっていること(2条)。

付 録

國による認可・承認事項等

事項	根拠規定	備考
<p><1 認可を要する事項></p> <p>(1) 従たる事務所の設置 (外務大臣)</p> <p>(2) 取締役及び理事の任命 (外務大臣)</p> <p>(3) " " の解任 (外務大臣)</p> <p>(4) 運営審議会委員の任命 (外務大臣)</p> <p>(5) 目的達成業務の実施 (主務大臣)</p> <p>(6) 特定業務の外題への委託 (主務大臣)</p> <p>(7) 業務方法書の作成・変更 (主務大臣)</p> <p>(8) 業務計画、予算及び資金計画の作成・変更 (外務大臣)</p> <p>(9) 借入金及び国際協力事業団債券の発行 (外務大臣)</p> <p>(10) 短期借入金の借換え (外務大臣)</p> <p>(11) 債券発行事務の銀行等への委託 (外務大臣)</p> <p>(12) 長期借入金及び債券の償還計画 (外務大臣)</p> <p>(13) 重要財産の処分等 (外務大臣)</p>	<p>国際協力事業団法第3条第2項</p> <p>" 第10条第2項</p> <p>" 第13条第3項</p> <p>" 第20条第1項</p> <p>" 第21条第2項</p> <p>" 第24条第1項</p> <p>" 第25条第1項</p> <p>" 第27条</p> <p>" 第31条第1項</p> <p>" 第31条第2項</p> <p>" 第31条第6項</p> <p>" 第33条</p> <p>" 第35条</p>	<p>総務及び監事は、外務大臣が選任任命。</p> <p>主務大臣が外務大臣に協賛 (43条2項1号)</p> <p>外務大臣が国際協力事務局の長に協賛 (移送業務に係るものに限る。43条3項2号)</p> <p>主務大臣が外務大臣に協賛 (43条2項1号)</p> <p>主務大臣が外務大臣に協賛 (43条2項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項1号)</p>
<p><2 國の承認を要する事項></p> <p>(1) 役員の特権禁止の適用除外 (外務大臣)</p> <p>(2) 財務監査の作成 (外務大臣)</p> <p>(3) 役員等に対する給与及び退職手当の支給基準の制定・変更 (外務大臣)</p> <p>(4) 予算総則で指定する経費の金額に関する相互流用又は予算外金の使用 (外務大臣)</p> <p>(5) 予算総則で指定する経費の金額の繰越 (外務大臣)</p> <p>(6) 会計報告の標準的事項の制定・変更 (外務大臣)</p>	<p>国際協力事業団法第14条</p> <p>" 第28条第1項</p> <p>" 第36条</p> <p>国際協力事業団の財政及び会計に関する省令 第9条第2項</p> <p>" 第10条第1項</p> <p>" 第22条第2項</p>	<p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項2号)</p> <p>外務大臣が外務大臣に協賛 (43条1項2号)</p>

<p>< 3 団が指定する事項 ></p> <p>(1) 余剰金運用のために取得する有価証券 (外務大臣)</p> <p>(2) 余剰金運用のために預金する金融機関 (外務大臣)</p> <p>(3) 計算証明 (会計検査院式)</p>	<p>国際協力事業団法第34条第1号 " 34条第3号 計算証明規則第69条</p>	<p>国際協力事業団の余剰金運用に関する有価証券及び金融機関の指定については、 (外務大臣から事業団長に通知) } 外務大臣が大蔵大臣に協議 (43条1項3号) 国際協力事業団の計算証明に関する指定については (事業団長宛あて検査院長へ送達)</p>
<p>< 4 団が定める事項 ></p> <p>(1) 登記 (政令)</p> <p>(2) 試験的専業に係る専業 (政令)</p> <p>(3) 施設等の整備専業 (政令)</p> <p>(4) 移住者等に係る出資の対象専業 (政令)</p> <p>(5) 開発事業に対する資金供給機関 (政令)</p> <p>(6) 業務実施方針 (主務大臣の指示)</p> <p>(7) 業務方法書に記載すべき事項 (主務省令)</p> <p>(8) 区分経理の規則 (政令)</p> <p>(9) 利益金の計算方法、給付金に関し必要な事項 (政令)</p> <p>(10) 重積な財産 (外務省令)</p> <p>(11) 財務及び会計に関し必要な事項 (外務省令)</p> <p>(12) 事業団の解散 (法律)</p>	<p>国際協力事業団法 5条第1項 " 21条第1項3号イ " 21条第1項3号ハ " 21条第1項4号 " 第22条第1号 " 第23条 " 第25条第2項 " 第29条 " 第30条第4項 " 35条 " 37条 " 41条</p>	<p>特許法人登記令 国際協力事業団法施行令第1条 国際協力事業団法施行令第2条 国際協力事業団法施行令第3条 国際協力事業団法施行令第4条 主務大臣が大蔵大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が厚生大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が国土交通大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が文部科学大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が労働大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が環境大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が防衛大臣に協議 (43条2項2号) 外務大臣が主務大臣に協議 (43条2項2号) 主務大臣が大蔵大臣に協議 (43条2項3号) 三務大臣が大蔵大臣に協議 (43条2項3号) 国際協力事業団法施行令第5条 制定されていない。 国際協力事業団の財務及び会計に関する省令 外務大臣が大蔵大臣に協議 (43条1項4号) 国際協力事業団の財務及び会計に関する省令 外務大臣が大蔵大臣に協議 (1項4号) 制定されていない。</p>
<p>< 5 団に届出を要する事項 ></p> <p>(1) 職員就業規則</p> <p>(2) 組織、沿革、会計及び監査に関する内部規程の制定、改定</p> <p>(3) 業務方法書の制定、改定</p>	<p>労働基準法第89条第1項 国際協力事業団本部規定の制定及び管理に関する規程 (第14条) (事業団内部規程) 内部規程の制定手続について 第7条 (事業団内部規程)</p>	<p>行政官庁 (労働基準監督署長) に届け出る。 外務大臣に届け出る。</p>
<p>< 6 その他 ></p> <p>(1) 収支支出及び債務の報告書</p> <p>(2) 支出予算の繰越計算書の送付</p>	<p>国際協力事業団の財政及び会計に関する省令 第10条第3項</p>	<p>外務大臣に、毎月、報告。 外務大臣に送付。</p>

予算・法令対照表

*予算額は、平成5年度当初認可予算による。

予算科目	予算額 (百万円)	事業形態	国出第21系	業務方法番	関連規程
<海外技術協力事業費> (項) 技術研修員受入事業費	20,955				
1. 研修員受入に必要な経費 (目) 受入諸費	19,288 10,484	技術研修員本邦受入	1号イ	5条1号、6条	技術研修員に対する手当支給基準 技術研修員に対する旅費等給付基準
(目) 研修諸費	3,805				
2. 第二国研修に必要な経費 (目) 調査諸費 (目) 研修諸費 (目) 所屬先補填経費	40 16 23 1	第二国研修	1号イ	5条1号	
3. 第三国研修に必要な経費 (目) 調査諸費 (目) 研修諸費 (目) 所屬先補填経費	908 78 824 5	第三国研修	1号イ	5条1号	
4. Aフターケアに必要な経費 (目) 調査諸費 (目) 帰国研修員対策費 (目) 所屬先補填経費	481 182 256	帰国研修 帰国研修員セミナー 文獻供与 同窓会育成 帰国研修員ネットワーク	6号	58条	
(目) 調査諸費	13				
5. 事業実施計画に必要な経費 (目) 実施計画諸費 (目) 調査諸費	167 132 32	国際研修 セクター・プログラム 教育関係整備 集団コース見直し 調査団派遣 国内調査	6号	5条2号	(研修実施要領の作成について)
(目) 所屬先補填経費	2				
6. 民間技能者受入経費 (目) 受入諸費 (目) 研修諸費	90 12 78	民間技能者 C/A受入	1号イ	5条1号	

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法番	関連規程
(項) 青年招へい事業費 2,247 (目) 派遣経費 96 (目) 派遣経費 38 (目) 所定先給与補填経費 6 (目) 研修経費 52		現地プログラムの実施 (監理員派遣)	1号イ	5条	
2 青年受入に必要な経費 2,007 (目) 受入経費 1,083 (目) 交流経費 924		招へい青年本邦受入	1号イ		青年招へい事業による招へい青年に対する 手当支給基準
3 77カ国に必要な経費 31 (目) 帰国青年交流促進費 19 (目) 調査経費 11		文献供与(一般図書、会報) 同窓会運営 77カ国ツアー派遣	6号		
4 事業実施計画に必要な経費 114 (目) 実施計画経費 68 (目) 調査経費 42 (目) 所屬先補填経費 1		実施計画策定 視察員教材整備 国内協力体制整備 調査団派遣	6号		専門家所属先に対する人件費の補填等に関する要 綱

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	国定費21号	業務方法表	関係規程
(項) 技術協力専門家派遣事業費	16,397				
1 専門家派遣に必要な経費	15,301	専門家派遣 一般専門家 (長期、短期、セミナー、 シニア特許等) 協定協力専門家 普及性専門家 民間技術者	1号ロ 一部7号 (先進国派遣) シニア特許等	7条1号、2号 11条 国定命令及び関係機関その他関係協力業務 専門家又は調査員の推薦 に関する業務)	
(目) 派遣経費	10,442				専門家の派遣手当支給基準 専門家の事業団借付住宅に関する違 専門家の一時的帰国に関する基準 専門家子女の一時帰国に関する違 専門家所屬先に対する人件費の補てん額に関する 基準 専門家所屬先に対する経費の支給に関する要 綱
(目) 所屬先補填経費	4,084				
(目) 技術費	160				
(目) 現地業務費	615				現地業務費支給基準(協力隊員含む) 研究協力専門家現地業務費支給基準
2 事業実施計画に必要な経費	417		6号	7条1号、2号	
(目) 実施計画経費	283	文献資料等購送 現地業務資料作成 報告書作成 調査報告書 国内業務 民間技術者派遣委員 国内協力体制整備 調査団派遣			
(目) 調査経費	125				
(目) 所屬先補填経費	9				
3 シニア一協力専門家事業に必要な 経費	679	シニア一協力専門家派遣	1号ロ	7条1号、2号	シニア一協力専門家派遣事業実施要綱 シニア一協力専門家の派遣手当て支給基準 シニア一協力専門家の所屬先に対する人件費の 補てんに関する要綱 シニア一協力専門家の所屬先に対する調査経費 の支給に関する要綱
(目) 募集選考経費	57				
(目) 研修経費	11				
(目) 派遣費	411				
(目) 福利厚生費	20				
(目) 事業強化費	57				
(目) 調査経費	36				
(目) 所屬先補填経費	38				
(目) 国内調査費	49				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法書	関連規程
(項) 技術協力機材供与事業費	2,564				
1 機材供与に必要な経費	2,357	機材供与 一般単独 小規模単位	1号ハ	8条1項、2項	事業関連規程なし
(目) 機材供与費					
2 技術情報等供与に必要な経費	65	文献、視覚情報提供等	1号ハ	8条1項、2項	事業関連規程なし
(目) 技術情報等供与費	65				
3 事業実施計画に必要な経費	142	調査団実施計画	6号	8条2項	事業関連規程なし
(目) 実施計画諸費	6	調査団派遣 機材修理 報告書作成	(1号ハ)	(8条1項、 2項)	
(目) 調査諸費					
(目) 所属先情報経費	130				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	国法第21条	業務方法書	関連規程
(項) 社会開発協力事業費	11,130	705以外方式技術協力 一般プロジェクト 科学技術協力	1号ニ、6号	9条、58条	
1 調査実施に必要な経費	465	調査員派遣		9条1号	
(目) 調査諸費	318				
(目) 所属先補助経費	20				
(目) 技術費	127				
2 専門家派遣に必要な経費	5,351	専門家派遣		9条2号	
(目) 派遣諸費	2,991				
(目) 所属先補助経費	1,802				
(目) 技術費	100				
(目) 現地業務費	457	(中堅技術者養成対策費40) (プロジェクト推進整備費28)			中堅技術者養成協力事業実施要綱 プロジェクト推進整備実施要綱
3 機材供与に必要な経費	4,793	機材供与		9条2号	
(目) 機材供与費	4,793				
705以外実施計画に必要な経費	522	実施計画策定 環境実教材整備 技術研究開発 現地調査教材作成 環境防災支援研究開発 プロジェクト支援強化 プロジェクト責任者会議開催		9条3号	
(目) 実施計画諸費	522				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法書	拠 拠 規 程
(項) 保健医療協力事業費	6,569	70701方式技術協力 専門家派遣(医療開発専門家) 機材供与(感染症等機材)	1号ニ、6号 1号ロ 1号ハ	9条、58条 7条 8条 9条1号	
1 調査実施に必要な経費	303	調査団派遣			
(目) 調査費	177				
(目) 所属先補填経費	18				
(目) 技術費	108				
2 専門家派遣に必要な経費	3,322	専門家派遣		9条2号	中堅技術者養成協力事業実施要綱 プロジェクト基盤整備実施要綱
(目) 派遣諸費	2,202				
(目) 所属先補填経費	756				
(目) 技術費	88				
(目) 現地業務費	276	(中堅技術者養成対策費43) (プロジェクト基盤整備費22)			
3 機材供与に必要な経費	2,759	機材供与		9条2号	
(目) 機材供与費	2,759				
4 70701実施計画に必要な経費	185	実施計画策定		9条3号	
(目) 実施計画諸費	185	視聴覚教材整備 適性技術開発研究 個別医療拡充調査 プロジェクト支援強化			

予算科目	予算額 (百万円)	事業形態	国法第21条	業務方法書	関理規程
(項) 人口家族計画協力事業費	1,215	70年代方式技術協力	1号ニ、6号	9条、58条	
1 調査実施に必要な経費	90	調査団派遣		9条1号	
(目) 調査経費	51				
(目) 所属先補填経費	2				
(目) 技術費	37				
2 専門家派遣に必要な経費	621	専門家派遣		9条2号	
(目) 派遣経費	349				
(目) 所属先補填経費	128				
(目) 技術費	36				
(目) 現地業務費	108	(中堅技術者養成対策費46) (プロジェクト基盤整備費16)			中堅技術者養成協力事業実施要綱 プロジェクト基盤整備実施要綱
3 機材供与に必要な経費	457	機材供与		9条2号	
(目) 機材供与費	457				
4 70年代実施計画に必要な経費	47			9条3号	
(目) 実施計画経費	47	調査団実施計画 プロジェクト運営 視覚教材整備 プロジェクト支援強化			

予算科目	予算額 (百万円)	事業形態	国法第21条	業務方法番	関連規程
(項) 農林水産業協力事業費	11,108	7050外方式技術協力	1号ニ、6号	9条、58条	
1 調査実施に必要な経費	722	調査団派遣		9条1号	
(目) 調査諸費	385				
(目) 所属先補填経費	37				
(目) 技術費	300				
2 専門家派遣に必要な経費	6,911	専門隊派遣		9条2号	
(目) 派遣諸費	3,886				
(目) 所属先補填経費	1,464				
(目) 技術費	491				
(目) 現地業務費	1,071	(中堅技術者養成対策費 213) (プロジェクト経費整備費 829)			中堅技術者養成協力事業実施要綱 プロジェクト経費整備実施要綱
3 機材供与に必要な経費	3,134	機材供与		9条2号	
(目) 機材供与費	3,134				
4 7050外実施計画に必要な経費	341	実施計画策定 視察員教材整備 適性技術開発研究 途伝資源収集・保存ネットワーク運営 農村生活改善のための女性の技術向上検討事業 プロジェクト支援強化		9条3号	
(目) 実施計画諸費	341				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法書	関連規程
(項) 産学開発協力事業費	3,111	プロジェクト方式技術協力 (一般プロジェクト 産学保全協力プロジェクト 認定者派遣)	1号ニ、6号	9条、53条	
1 認定実施に必要な経費	165			9条1号	
(目) 調査費	117				
(目) 所属先補填経費	7				
(目) 技術費	41				
2 専門家派遣に必要な経費	1,770	専門家派遣		9条2号	
(目) 派遣諸費	957				
(目) 所属先補填経費	559				
(目) 技術費	122				
(目) 現地業務費	132	(中堅技術者養成対策費 213) (プロジェクト経費整備費 325)			中堅技術者養成協力事業実施要綱 プロジェクト経費整備要綱
3 機材供与に必要な経費	1,046	機材供与		9条2号	
(目) 機材供与費	1,046				
4 プロジェクト実施計画に必要な経費	130			9条3号	
(目) 実施計画諸費	130	実施計画策定 視覚化等教材整備 技術研究開発 産学保全特別対策実施計画 プロジェクト支援強化			

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the data management processes remain effective and aligned with the organization's goals.

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法章	関連規定	規程
(項) 青年海外協力隊派遣事業費 14,767						
1 隊員選考事業に必要な経費 1,163		隊員の募集、選考	2号イ、ハ	12条1項、2項 15条		青年海外協力隊派遣前訓練実施要綱
(目) 募集選考経費 1,163						青年海外協力隊技術補充研修実施要綱
2 隊員訓練に必要な経費 976		隊員の訓練	2号イ	12条1項、2項 13条		青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準 青年海外協力隊隊員の在留外研修旅行のための派遣支給基準
(目) 訓練経費 976						青年海外協力隊隊員の配偶者及び子女の一時的寄せに関する運用
3 隊員派遣に必要な経費 9,641		一般隊員	2号ロ	14条		青年海外協力隊シニア隊員の派遣手当支給基準 青年海外協力隊調整員に関する要綱
(目) 派遣費 4,329		シニアグループ (調整員、シニア隊員)				青年海外協力隊調整員の派遣手当の支給等に関する基準
(目) 所属先補強経費 3,192		国連ボランティア 一般隊員 シニアグループ	6号	14条後段		(国連ボランティア派遣実施要綱) 国連ボランティアの派遣手当等に関する基準 青年海外協力隊隊員の所属先に対する人件費の補てんに関する要綱 青年海外協力隊隊員の所属先に対する関係経費の補てんに関する要綱 青年海外協力隊調整員の所属先に対する人件費の補てんに関する要綱 青年海外協力隊調整員の所属先に対する関係経費の支給に関する要綱

<p>(目) 福利厚生費</p> <p>667</p>	<p>国連ボランティア 一般隊員</p> <p>シニアグループ 国連ボランティア</p> <p>一般隊員 シニアグループ</p>	<p>2号ロ</p>	<p>14条</p>	<p>青年海外協力隊隊員の災害被害補償に関する基準 青年海外協力隊隊員損害救済基金支給基準</p>
<p>(目) 現地支投資 1.513</p>	<p>2号ロ</p>	<p>14条</p>	<p>58条</p>	<p>青年海外協力隊国内協力員受給要綱 青年海外協力隊国内協力員の就業に関する要綱 青年海外協力隊国内協力員の手当に関する要綱 青年海外協力隊技術指導委員に関する要綱</p>
<p>4 帰国隊員の対策に必要な経費 2.344 (目) 帰国隊員対策費 236</p>	<p>6号</p>	<p>58条</p>	<p>進路相談 技術協力要員育成 OB会対策 帰国隊員研修 帰国対策一般</p>	<p>青年海外協力隊国内協力員受給要綱 青年海外協力隊国内協力員の就業に関する要綱 青年海外協力隊国内協力員の手当に関する要綱 青年海外協力隊技術指導委員に関する要綱</p>
<p>(目) 国内積立金 2.108</p>	<p>6号</p>	<p>58条</p>	<p>調査団派遣 (国内協力業務委嘱 210)</p>	<p>青年海外協力隊国内協力員受給要綱 青年海外協力隊国内協力員の就業に関する要綱 青年海外協力隊国内協力員の手当に関する要綱 青年海外協力隊技術指導委員に関する要綱</p>
<p>5 調査実施及び事業計画管理に必要な経費 (目) 調査経費 203 (目) 事業強化費 439</p>	<p>(部門別技術指導員確保56)</p>	<p>6号</p>	<p>58条</p>	<p>青年海外協力隊国内協力員受給要綱 青年海外協力隊国内協力員の就業に関する要綱 青年海外協力隊国内協力員の手当に関する要綱 青年海外協力隊技術指導委員に関する要綱</p>

予算科目	予算額(百万円)	専業形態	国法第21条	業務方法書	関連規程
(項) 技術協力専門家等福利厚生費	959	専門家等福利厚生	6号	58条	専門家の災害補償に関する基準 専門家等就業安全支給基準 専門家の健康管理のための旅費支給基準 各地に在勤する専門家等の居住地健康管理のための 旅費支給基準 専門家生活環境整備実施要綱 (専門家治家が策定協賛協議会の開催及び所要経 費の取扱いについて) 専門家等職員雇上取替てん要綱 専門家の帰国後の生活保護に関する基準
(目) 災害補償等諸費	328	長期専門家 短期専門家 協賛団員			
(目) 健康管理諸費	289				
(目) 生活環境整備費	11				
(目) 安全対策費	274				
(目) 帰国専門家身分保証費	57				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法書	関連規程
(項) 技術協力専門家養成確保費 1. 専門家確保達成に必要な経費 (目) 確保経費	3,086 2,580 1,425	募集登録 専門家確保 (ライフワーク)専門家確保 (専門員) 専門家プール (特別嘱託) 専門技術嘱託 ジュニア専門員プール	5号	57条1号、2号	派遣専門家登録実施要綱 国際協力専門員に関する途 国際協力専門員手当支払基準 国際協力のため海外に派遣する専門家の特別 嘱託に関する要綱 専門技術嘱託に関する途 ジュニア専門員に関する要綱 ジュニア専門員手当支給基準 ジュニア専門員の服務等に関する途
(目) 研修諸費	1,155	選手委員会 国内研修 海外研修 海外開発専門家招聘 地方公共団体との連携強化 研修業務諸費		57条3号	専門家の派遣前研修実施要綱 専門家の研修旅費支給基準 国内長期技術研修実施要綱 海外長期研修実施要綱 海外長期研修員に対する研修経費支給基準
2 技術協力の基盤強化に必要な経費 (目) 調査研究費	518 177	調査研究(国内・海外、研修用映画) 技術移転国際会議 技術協力手法調査研究 資料情報整備・開発	6号	58条	(派遣専門家等に係る情報資料提供支援につい て) 図書館資料の利用に関する規程
(目) 技術移転情報活動費	342				

予算科目	予算額 (百万円)	事業形態	匠法第21条	業務方法查	関連規程
(項) 開発調査事業費	22,543	775-777 調査 775-777-1 調査 775-777-2 調査 775-777-3 調査 775-777-4 調査 775-777-5 調査	1号ホ	10条	調査報告書の原簿料等の支払いに関する基準
1 一般調査実施に必要な経費	13,070				
(目) 調査諸費	1,363				
調査旅費					
現地調査費					
資機材等搬送費					
報告書作成費					
国内旅費					
技術費					
(目) 調査業務実施費	11,669				
調査旅費					
現地調査費					
資機材等搬送費					
技術費					
報告書作成費					
(目) 所屬先補填経費	38				
2 農林水産調査に必要な経費	5,106				
(目) 調査諸費	614				
(目) 調査業務実施費	4,439				
(目) 所屬先補填経費	3				
3 地下水開発調査に必要な経費	1,389				
(目) 調査諸費	38				
(目) 調査業務実施費	1,003				

4. 大塚機関研究調査に必要な経費 (目) 調査諸費 140 (目) 調査業務実施費 1,092 (目) 所属先補填経費 1				
5. 実施設計調査に必要な経費 (目) 調査諸費 174 (目) 調査業務実施費 1,213 (目) 所属先補填経費 2				
6. パナマ運河代管案調査協力費 (目) 調査諸費 77 (目) 調査業務実施費 18 (目) 調査業務実施費 59 (目) 所属先補填経費 0	(国内旅費、技術費なし)			
7. 卒業効率促進等に必要経費 (目) 調査諸費 281 (目) 所属先補填経費 50 (目) 技術移転促進費 1 (目) 技術移転促進費 145 (目) プロジェクト研究費 84	フォロアップ調査 現地セミナー開催 現地語テキスト作成 プロジェクト研究	} 6号	58条	
<受託事業勘定> (項) 海外開発計画調査費 6,582 (目) 調査諸費 5,609 (目) 機材供与費 973	通産省受託事業	7号 (「海外開発計画調査委託費」による開発調査に関する業務)	11条	
(項) 資源開発協力基礎調査費 3,020 (目) 調査諸費 2,917 (目) 機材供与費 103	通産省受託事業			

予算科目	千円額 (百万円)	事業形態	同法第2条	業務方法番	関連規程
(項) 開発協力事業費 1. 調査実施に必要な経費	1,143	開発基礎調査 地域開発効果等評価調査 投資意向調査等調査 環境保全関連開発促進調査 現地実証調査	3号ニ、ホ	36条、37条	
(目) 調査諸費	348				
(目) 所属先補填経費	12				
(目) 技術費	264				
2. 技術指導に必要な経費	510				
(目) 受入諸費	99	技術者受入 (有償・無償)	3号ニ、ホ	36条、37条	開発協力研修員受入要綱 開発協力専門家派遣要綱
(目) 派遣諸費	321	専門家派遣			
(目) 現地業務費	2				
(目) 所属先補填経費	70				
(目) 技術費	17				
3. 事業実施に必要な経費					
(目) 実施計画諸費	9	基礎調査等準備計画 現地実証調査推進委員会運営 開発協力事業効率促進	6号	58条	
<開発投資融資勘定・収入>					
(款) 貸付金手数料収入	0.2	開発投資融資	3号イ、ロ	16条~32条	関連施設整備資金及び試験的專業等資金の貸付要綱
(款) 貸付金利息収入	746				
(款) 一般勘定より受入	50				
<開発投資融資勘定・支出>					
(項) 開発投資融資金繰入	796				

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	西法第21条	業務方法	関連	規程
(項) 無償資金協力事業費	5,008					
1 事前の調査に必要な経費	4,089	基本設計調査	1号ホ	10条		
(目) 調査諸費	639					
(目) 調査業務実施費	3,438					
(目) 所属先補填経費	12					
2 実施の促進に必要な経費	345	実施促進業務	1号の2 イ、ロ	11条の2		
(目) 調査諸費	130					
(目) 調査業務実施費	212					
(目) 所属先補填経費	3					
3 実施後の措置に必要な経費	471	7号-7号/協力 { 7号-7号/調査 資機材搬送 施設等応急対策 使用状況確認調査 }	6号(?)	58条		
(目) 調査諸費	350					
(目) 調査業務実施費	120					
(目) 所属先補填経費	1					
4 基礎調査等に必要な経費	102	効率促進業務 { 基礎調査 専業調査 システム開発 }	6号(?)	58条		
(目) 調査諸費	4					
(目) 調査業務実施費	22					
(目) 実施計画経費	77					

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	匠法第2条	業務方法書	関連法規	程
(項) 災害援助協力事業費	1,500					
1 災害援助協力に必要な経費	1,250					
(目) 災害援助訓練等経費	200	務業文芸、訓練等 実施体制整備	5号 6号	57条 58条	災害緊急援助実施要綱 国際緊急援助隊に関する要綱 国際緊急援助隊に関する人件費等経費の負担 に関する要綱	
(目) 災害援助協力費	1,050	国際緊急援助隊派遣 (救助、医療、災害応急対 策・災害復旧) 緊急援助物資運送輸送手配 緊急援助物資備蓄、供与	4号の2、イ 4号の2、ロ 4号の2、ハ	56条の2、1号 56条の2、2号 56条の2、3号		
2 難民救済協力に必要な経費	250	国際緊急援助隊派遣 (難民救済)	4号の2、イ	56条の2、1号		
(目) 難民救済協力費	250					

予算科目	予算額(百万円)	事業形態	国法第21条	業務方法	関連章程
(項) 振込促進費	2,038				
1 事業の計画的実施に必要な経費	1,063			58条	
(1) 調査実施経費	786		6号		
		個別環境情報整備調査			
		特定分野形成基礎調査			
		プロジェクト形成調査			
		環境案件プロジェクト発掘調査			
		プロジェクト確認調査			
(目) 調査諸費	430				
(目) 所属先補償経費	23				
(目) 技術費	333				
(2) 専門家派遣経費	200	全国調査員			
(目) 派遣諸費	159				
(目) 現地業務費	4				
(目) 所属先補償経費	38				
(3) 事業実施経費	77	個別分野別振込研究 広域域域振込研究			
(目) 実施計画諸費	77				
					(全国調査員の派遣に関する取扱いについて) (全国調査員派遣の運用について)

<p>2 事業評価に必要な経費</p> <p>505</p>	<p>案件別終了時評価 事後評価調査 事後評価調査 計画策定支援促進</p>	<p>329 13 163</p>		
<p>(目) 調査経費</p> <p>(目) 所属先補給経費</p> <p>(目) 技術費</p>	<p>3 事業効率化基礎研究</p>	<p>23 6 17</p>		
<p>(目) 調査経費</p> <p>(目) 技術費</p>	<p>4 プロジェクト事業促進に必要な経費</p>	<p>428 89</p>		
<p>(目) 調査経費</p> <p>(目) 実施計画経費</p> <p>(目) 現地業務費</p>	<p>事後評価調査 国際協力情報整備 在外専門調整員</p>	<p>212 126</p>		
<p>5 事業の効果的実施に必要な経費</p> <p>(目) 現地事業効率促進費</p>	<p>既存人材の修習 関連施設応急補修</p>	<p>16 18</p>		<p>(現地事業効率促進費の運用のあり方について)</p>

予算科目	予算額 (百万円)	事業形態	団法第21条	業務方法	関連規程
＜海外移住事業費＞ (項) 海外移住事業費	2,754		4号		
1 移住者の送出国等に必要経費	643	海外移住の広報・あわせん	4号イ	38条	
(目) 知識普及費	113	優良移住者等招待 有識者等派遣	4号ロ	39条	移住者訓練・派遣要綱
(目) 訓練送出国費	103	移住者の訓練・送出	4号イ～ニ	38～40条	海外開発青年事業実施要綱 海外開発青年の海外手当等に関する基準
(目) 海外開発青年送出国費	426	海外開発青年送出国	4号ハ、ニ	40～41条	移住者派遣専門家派遣要綱 日本語指導教師派遣手当の支給等に関する基準 移住シニア専門家派遣要綱 移住シニア専門家の派遣手当等の支給に関する基準
2 移住者・日系人の奨励指導に必要経費	2,049	移住専門家派遣 (建築、医療)			
(目) 奨励指導経費	1,328	日本語指導教師派遣 移住シニア専門家派遣			
(目) 人材育成費	721	農業者への相談指導 医療衛生対策 教育文化対策 生活環境整備	6号	58条	移住研修員受入要綱 移住研修員に対する手当支給基準 移住研修員に対する研修費等給付基準
		移住研修員受入 (移住者子弟一般技術研修 移住者子弟上級技術研修 中途移住者技術向上研修 医師研修 日本語教師研修 社会福祉担当者研修 日本語学校生徒研修 日系人研究者研修)			

<p>3 移住業務の調査統計に必要な経費 (目) 調査経費</p>	<p>日系入本邦就労者帰国前技術研修 調査業務 資料収集業務 移住投資事前調査 日系入本邦就労者生活相談業務委託</p>	<p>6号</p>	<p>58条</p>	<p>日系入本邦就労者帰国前技術研修実施要綱</p>
<p><入植地勘定・収入> (款) 入植地事業収入 <入植地勘定・支出> (項) 造成工事支出金 (項) 雑支出 (項) 一般勘定へ繰入</p>	<p>入植地上 入植地管理</p>	<p>4号ホ</p>	<p>42条~49条</p>	
<p><移住投資勘定・収入> (款) 貸付金利息収入 (款) 一般勘定より収入 <移住投資勘定・支出> (款) 移住投資勘定へ繰入</p>	<p>移住者投資 (パラグアイ、アルゼンティン ボリビア、ドミニカ共和国)</p>	<p>4号ハ、ト</p>	<p>50条~55条</p>	<p>国際協力事業団の海外移住に係る資金の出資に 関する業務方法書細則 国際協力事業団の海外移住に係る資金の貸付け 出資に関する業務方法書細則 海外移住者農林水産業貸付基準 海外移住者小工業貸付基準 移住者の団体に對する助成金貸付要綱 国際協力事業団の海外移住に係る資金の本邦法 人に対する貸付けに関する基準 国際協力事業団の海外移住に係る資金の外国法 人に対する貸付けに関する基準</p>
<p><受託等事業勘定・収入> (款) 直営事業収入 <受託等事業勘定・支出> (項) 直営事業費 (項) 一般勘定へ繰入</p>	<p>倉庫敷地貸貸 (バククア) 倉庫維持管理 (エカカガオン)</p>	<p>7号 (倉庫 経営に関する 業務)</p>	<p>56条</p>	

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律

〔昭和62年9月15日号外〕
〔法律第93号〕

〔総理・外務・文部・厚生・農林水産・通商産業・
運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名〕

国際緊急援助隊の派遣に関する法律をここに公布する。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関（以下「被災国政府等」という。）の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(国際緊急援助隊の任務)

第2条 国際緊急援助隊は、前条に規定する災害に係る次に掲げる活動（以下「国際緊急援助活動」という。）を行うことを任務とする。

(1) 救助活動

(2) 医療活動（防疫活動を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害応急対策及び災害復旧のための活動

(関係行政機関との協議)

第3条 外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があつた場合において、第1条〔目的〕の目的を達成するためその派遣が適当であると認めるときは、国際緊急援助隊の派遣につき協力を求めるため、被災国政府等からの当該要請の内容、災害の種類等を勘案して、別表に掲げる行政機関（次条において「関係行政機関」という。）の長及び国家公安委員会と協議を行う。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

(1) 国際緊急援助活動

(2) 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第2号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第2号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替えるものとする。

2、3項…追加【平成4年6月法律80号】

(関係行政機関等の措置)

第4条 関係行政機関の長は、前条第1項（海上保安庁長官にあつては、同項又は同条第3項において準用する同条第2項）の協議に基づき、その職員に国際緊急援助活動（海上保安庁の職員にあつては、同条第3項において読み替えられた同条第2項に規定する活動を含む。）を行わせることができる。

2 防衛庁長官は、前条第2項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

3 国家公安委員会は、前条第1項の協議に基づき、都道府県警察に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、指示することができる。

4 都道府県警察は、前項の指示を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

5 消防庁長官は、前条第1項の協議に基づき、市町村（東京都及び市町村の消防の一部事務組合を含む。次項において同じ。）に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、要請することができる。

6 市町村は、前項の要請を受けた場合には、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

1項…一部改正・2項…追加・旧2・4項…一部改正し1項ずつ繰下・旧3・5項…1項ずつ繰下【平成4年6月法律80号】

(外務大臣の国際協力事業団に対する命令)

第5条 外務大臣は、第1条【目的】の目的を達成するため適当であると認める場合には、国際協力事業団に対し、国際緊急援助活動を前条の規定に基づき行う国若しくは地

方公共団体の職員又は同事業団の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。

2 前項の命令は、第3条第1項又は第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の協議が行われた場合には、当該協議に基づいて行うものとする。

2項…一部改正〔平成4年6月法律80号〕

（国際緊急援助隊の任務の遂行）

第6条 外務大臣は、被災国政府等と連絡を密にし、その要請等を考慮して、国際緊急援助隊の活動の調整を行う。

2 国際緊急援助隊は、被災国政府等の要請を十分に尊重して活動しなければならない。

（国際協力事業団による業務の実施）

第7条 国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務（国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含むものとし、第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第2項第2号に該当するものに係るものを除く。）は、国際協力事業団が行う。

本条…一部改正〔平成4年6月法律80号〕

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（国際協力事業団法の一部改正）

第2条 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（消防組織法の一部改正）

第3条 消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（海上保安庁法の一部改正）

第4条 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（警察法の一部改正）

第5条 警察法（昭和29年法律第162号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成4年6月19日法律第80号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第2条 自衛隊法(昭和29年法律第165号)の一部を次のように改正する。

【次のよう略】

別表(第3条関係)

警	察	庁
防	衛	庁
科	学	術
環	境	庁
国	土	庁
文	部	省
厚	生	省
農	林	水産省
通	商	産業省
資	源	工
運	輸	省
海	上	保安庁
気	象	庁
郵	政	省
勞	働	省
建	設	省
消	防	庁

本表…一部改正【平成4年6月法律80号】

○国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

{ 昭和45年12月17日号外 }
{ 法律 第 1 1 7 号 }

{ 総理・各省大臣署名 }

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律をここに公布する。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条[一般職及び特別職]に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者(国家公務員法第55条[任命権者]第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。)は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員(人事院規則で定める職員を除く。)を派遣することができる。

(1) わが国が加盟している国際機関

(2) 外国政府の機関

(3) 前2号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

註 1 項各号列記以外の部分の「法律で別に定め」= 検察庁法15条1項、内閣法制局設置法2条2項、工業技術院設置法2条3項等、1項各号列記以外の部分の「人事院規則」= 職員の国際機関等への派遣1条・2条

(派遣職員の身分)

第3条 前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第4条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに

当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第5条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第3条【号俸の決定】第1項に規定する準則）で定める。

1項…一部改正【昭和45年12月法律119号】

註 2項の「人事院規則」=職員の国際機関等への派遣7条

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第6条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第4条【平均給与額】の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。

2・3項…一部改正【昭和48年8月法律69号】、1項…一部改正【昭和58年12月法律101号】

註 2項の「人事院規則」=職員の国際機関等への派遣8条

第7条 派遣職員に関する国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）の規定の適用についても、同様とする。

2 派遣職員に関する国家公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機

同等から補償が行なわれることとなつたため、前条第3項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による補償が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

2項…一部改正【昭和48年8月法律69号】、1・2項…一部改正【昭和58年12月法律82号】

第8条 派遣職員に関する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第23条【休職者の給与】第1項又は附則第10項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

本条…一部改正【昭和60年12月法律97号・105号・62年12月109号・63年12月92号・平成3年12月109号】

（派遣職員に関する国家公務員退職手当法の特例）

第9条 派遣職員に関する国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条【整理退職等の場合の退職手当】第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 国家公務員退職手当法第7条【勤続期間の計算】第4項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

見出…1・2項…一部改正【昭和61年12月法律93号】

（派遣職員に対する旅費の支給）

第10条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第11条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。（人事院規則への委任）

第12条 第2条から第4条まで【職員の派遣・派遣職員の身分】及び第6条【派遣職員の業務上の災害に対する補償等】の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

註「人事院規則」=職員の国際機関等への派遣3条-6条・9条

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法律の施行の際現に国家公務員法第79条〔本人の意に反する休職の場合〕の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第2条〔職員の派遣〕第1項各号に掲げる機関(次項及び附則第4項において「国際機関等」という。)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に派遣職員となるものとする。
- 3 施行日前に国家公務員法第79条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定める期間に限る。)については、国家公務員退職手当法第7条〔勤続期間の計算〕第4項の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続いて再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員退職手当法第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。
(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
- 5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(国会職員法の一部改正)
- 6 国会職員法(昭和22年法律第85号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(国会職員法の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この法律の施行の際現に国会職員法第13条の規定により休職にされ、前項の規定による改正後の同法第41条第1項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の

業務に従事している国会職員及び施行日前に国会職員法第13条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する国会職員のうち、引き続き施行日において国会職員として在職しているものの処遇等については、附則第2項及び附則第3項の規定の例による。

5項…一部改正【昭和46年12月法律119号】、3・4項…一部改正【昭和61年12月法律93号】

註 2項前及び3項の「人事院規則」=職員の身分保障3条1項、2項後の「人事院規則」=職員の国際機関等への派遣10条、3・4項の「政令」=国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の施行に伴う国家公務員等の退職手当に関する経過措置を定める等の政令1条-4条

附 則 【昭和45年12月17日法律第119号抄】

(施行期日等)

1 この法律【中略】国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)の施行の日の前日から施行する。

附 則 【昭和48年8月10日法律第69号抄】

(施行期日等)

第1条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)の施行の日【昭和48年12月1日】から施行する。【後略】

2 【略】

附 則 【昭和55年12月1日法律第101号抄】

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。【後略】

附 則 【昭和58年12月3日法律第82号抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和59年4月1日から施行する。【後略】

附 則 【昭和60年12月21日法律第97号抄】

(施行期日等)

第1条 この法律は、【中略】昭和61年1月1日から【中略】施行する。

附 則 【昭和60年12月27日法律第105号抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 【昭和61年12月4日法律第93号抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和62年4月1日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第42条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 【昭和62年12月15日法律第109号抄】

(施行期日等)

1 この法律は、〔中略〕公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和63年2月政令13号により、昭和63・4・17から施行〕

附 則 【昭和63年12月13日法律第92号抄】

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和63年12月政令339号により、昭和64・1・1から施行〕

附 則 【平成3年12月24日法律第109号抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律

〔昭和62年6月12日号外〕
〔法律第78号〕

〔総理・文部・自治大臣署名〕

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律をここに公布する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等に派遣される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条〔この法律の適用を受ける地方公務員〕第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者(地方公務員法第6条〔任命権者〕第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 前3号に準ずる機関で、条例で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の職等)

第3条 前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その

派遣の期間中、派遣された時就いていた職又は派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

第4条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第5条 派遣職員に関する地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る地方公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第2条[定義]第4項から第14項までの規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、地方公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、地方公務員災害補償基金は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行わない。

2項…一部改正〔平成2年6月法律47号〕

註 2項の「自治省令」=外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令

第6条 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行われることとなつたため、前条第3項の規定により、当該災害に対する地方公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

(派遣職員の給与等)

第7条 派遣職員の派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係

る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法第28条【降任、免職、休職等】第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条【職員の派遣】第1項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第8条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第2条【職員の派遣】第1項の規定に基づく条例の施行の際、現に地方公務員法第27条【分限及び懲戒の基準】第2項の規定に基づく条例の定めるところにより休職にされ、又は同法第35条【職務に専念する義務】の規定に基づく条例の定めるところにより職務に専念する義務を免除されている職員であつて、第2条第1項各号に掲げる機関の業務に従事しているものは、条例で定めるところにより、同項の規定に基づく条例の施行の日に派遣職員となるものとするができる。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第3条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

【次のよう略】

附 則 【平成2年6月27日法律第47号抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、平成2年10月1日から施行する。【後略】

参考文献

(「○」は保管場所を示す)

<総務関係> (JICA図書館又は総務部内にて保管)

- 社団法人ラテン・アメリカ協会の活動 (ラテン・アメリカ協会、1960)
- アジア協会その七年の歩み (アジア協会、1961)
- メコン河総合開発計画 (メコン河総合開発調査会、1960)
- 事業概要 (メコン河総合開発調査会、1963)
- 日本海外協会連合会概要 (日本海外協会連合会、1963)
- 新時代に即応する移住政策の確立をめぐって (日本海外協会連合会、1963)
- メコン河開発調査10年の歩み (海外技術協力事業団、1970)
- 海外移住事業団10年史 (海外移住事業団、1973)
- 国際協力事業団年報/技術協力年報 (JICA)
- 国際協力事業団10年の歩み (JICA、1984)
- ODA (政府開発援助) の現状と課題 (総務庁行政監察局編、1988)
- 国会便覧 (日本政経新聞社)
- 特殊法人総覧 (総務庁行政管理局監修、行政管理研究センター)

<経理関係> (主に経理部にて保管)

- 予算事務提要 (大蔵財務協会)
- 予算用語の手引 (設楽岩久編著、日本電算企画、1989)
- 繰越決算事務必携 (兵藤廣治編、大蔵財務協会)
- 国際開発協力関係民間国益団体補助金交付要綱 (外務省経協局政策課業2)
- 新計補助金制度 (加藤剛一ほか、日本電算企画業2)
- 補助金総覧 (財政調査会編)
- 補助金適正化法解説 (小滝敏之、全国会計職員協会、1985、法務室)
- 官庁会計実務要覧 (官庁会計実務研究会監修、学陽書房)
- 官公庁契約精義 (建設総合資料社、1993)
- 質疑応答形式・官公庁会計事典 (全国会計職員協会)
- 体系 官公庁会計事典 (井上鼎著、技報堂)
- 日本の予算改革 (加藤芳雄、東京大学出版会業2)
- 予算と財政法 (小林武、新日本法規)
- 新版会計法精解 (大蔵財務協会)

<法務関係> (主に法務室にて保管)

- 国際協力事業団法の解説 (OTCA会計課長、1974)
- 外務省関係法令集 (外務省大臣官房総務課)
- 財政会計六法 (財政会計法令研究会監修、大蔵財務協会)
- 補助金適正化法解説 (小滝敏之、全国会計職員協会)

- 新版行政法上～下巻 (田中二郎、弘文堂、1990)
- 現行日本法令 (法務大臣官房司法法制調査部編、帝国地方行政学会)
- 民法総則 (第三版、四宮和夫、弘文堂、1984)
- 民法(Ⅰ)～(Ⅸ) 第3版 (遠藤浩ほか編、有斐閣、1987)
- 民法Ⅱ債権法 (我妻榮ほか、兄一粒社、業2)
- ジュリスト増刊民法の争点Ⅱ (有斐閣、1985)
- 現代企業法総論 (中村和彦編著、同文館、1984)
- 労働法の世界 (中窪祐也ほか、有斐閣、1994)
- 国際条約集 (山本草二ほか編、有斐閣)
- 特殊法人法令規程集各種 (O E C F、国際交流基金、鉄道建設公団ほか)
- 新法律学辞典 (第三版、有斐閣、1989)
- 法令用語辞典 (第6次改訂版、学陽書房、1986)
- 図解による法律用語辞典 (自由国民社、1991)
- 国際法務用語辞典 (岩崎一生著、同文館)
- 英米法辞典 (田中英夫編、東京大学出版会)
- 国際法新講 (上下、田畑茂二郎、東信堂、1990)
- 経済技術協力協定等に関する比較研究基礎調査報告書 (JICA法務室、1993)
- ワークブック法制執務 (前田正道編、ぎょうせい、1983)
- 法令解釈の常識 (林修三、日本評論社)
- 法令の読解法 (田島信威、ぎょうせい、1991)
- 改訂法令用語辞典必携 (内閣法制局監修、ぎょうせい、1991)
- JICA関係者との法的関係等に関する基礎研究 (法務室、1992)
- 契約書実務の手引 (JICA法務室、1993)

<業務関係> (主に企画部にて保管)

- 我が国の政府開発援助 (ODA白書、外務省経済協力局)
- DAC開発援助マニュアル (Development Assistance Manual, DAC)
- 国際協力事業団業務のしおり (JICA企画部)
- 国際協力事業団無償資金協力業務の概要 (JICA無償2部)
- 無償資金協力実施促進業務の手引 (JICA無業部)
- 無償資金協力とJICA (JICA無償2部)
- 食糧増産援助実施促進ハンドブック (JICA無業2課)
- 業績検査に関する研究報告書 (平成2年1月会計検査問題研究会の無償業2)
- カントリーリスク (櫻井雅夫、有斐閣)
- 主要先進国の無償援助 (国際開発ジャーナル社)
- 国際援助 (スティーブン・ブラウン著、安田靖訳、東洋経済新報社、1993
法務室)
- 国際開発協力法 (櫻井雅夫、三省堂、1994のJICA図書館)

索引

『あ』

アジア協会	1
安全配慮義務	130、216
意見	46、48、66、143、161、166、169
移住者	12、118、141、149、159、170、186、197
移住研修員	124
委託費	31、139、140、145
委任	37、59、154、190
運営審議会	9、12、66
営利事業	56、57
益金	174
ラテンアメリカ協会	1
大蔵大臣	13、200

『か』

海外移住	2、13、18、33、118、150
海外移住審議会	67
海外開発青年	124
海外協力活動	18、73、101、149、197
海外経済協力基金	4、10、15、18、40、47、68、142 147、151、158、171、175、193
海外農業開発財団	2
海外貿易開発協会	1、7、107
海外貿易開発協力公団案	5
解散	29、32、199
開発協力	5、9、10、13、15、31、106
開発調査	1、4、77、90、97、139、148、153
開発途上地域	21
開発途上地域からの	81
開発途上地域等	18、109
開発途上地域における	110
開発途上地域の政府	18、92、106
開発の事業	106、110
外務省限りの国際約束	75
借入金	177、182関
係行政機関	201関
係人	196
監査	46
監事	39、40、41、47、50、58、166
勘定	172
監督	7、10、144、162、166、192、205

関連施設	106、111、115、142、149、170
機械設備の調達	88
機材の供与	87、136
基礎的調査	71、90、139
金融機関	151
給与	49、62、188
協議	11、13、126、200
緊急援助	17、126、134、186、197
技術協力	78
技術協力協定	25、75
技術協力センター	86、88、186
技術協力の実施に必要	71、114、133、138、140、197
技術研修	81
技術指導	87、116
業務実施方針	10、11、15、144、157、200
業務に関し	192、193
業務の委託	149、195
業務の一部	150
業務の運営に関する重要事項	68
業務の範囲	9、69、194
業務方法書	157
銀行	20、99、111、177、180、185、196
区分経理	10、170
経済開発等援助費	93
刑法その他の罰則	149
経理	13、170、191
決算報告書	46、166、169
兼職	49、53、55、56
公益法人	9、24、58
公共的な開発計画	90、139、153
交付金	13、30、91、145、163、174
国際協力	22
国際協力事業団法施行	160、191
国際緊急援助活動	126、215
国際緊急援助隊法	128、215
国際技術調査事業	1
国際建設技術協会	1
国際法上の主体	25、74
国際約束	71、72、114、138、139、148
国家公務員派遣法	219
ヨロシボ計画	1、78

『さ』

裁判上又は裁判外の行為	60
債務負担行為	160、164
債務保証	111、115、180
先取特権	177、179
産業投資特別会計	175
在外職員に対する労働法令の適用	62
財産	190、195、186
財産目録	167
財団法人	18、24
財務及び会計に関する省令	160、163、186、190
財務諸表	166、173
指揮命令関係	130、216
資金計画	162、164
試験的事業	112、113
施設等整備事業	106、109、142、170
シニア協力専門家	83
支配力	53
資本金	29
諮問	68
社団法人	18、24
出資金	29
出張	219
主務大臣	200、201、202
償還計画	182、183
承認	209
掌理	45
職員	45、59、61、64
職務上の義務違反	55
職務の執行に堪えない	55
職務を行う	37
職権	39、53
食糧増産等援助費	93
シルバーボランティアーズ	140
事業計画	162
事業年度	144、160
事業報告書	168
事故	42、45
自己収入	163
事務所	26、28、32
準用	37

条約その他の国際約束 (→国際約束)

人員の派遣	83、87、88、215、129
青年	102
青年招へい	82
設備	88、98
税	27、213
総理	44
促進(無償資金協力の実施の)	97
損益計算書	168
損害	33、36、38
損金	175

『た』

対外経済協力審議会	67
大規模な災害	128
対抗	32、34
貸借対照表	168
代表	42、44
代表権	58
代理人	37、59、94
D A C	22
第三国の利用	79
多極分散型国土形成促進法	27
地方公共団体	52、85、96
地方公共団体が行う国際協力事業	198
地方公務員派遣法	8、222
調査、あっせん、連絡	99
積立金	175、176、191
登記	26、32
特殊法人	23、207
特殊法人登記令	32
独立行政法人	207

『な』

日本輸出入銀行	18、41、47、142、210
日本海外移住振興株式	2、121
日本海外協会連合会	2、121
認可	165、209
認可法人	23、24
認可を受けない事業計画等の効果	165
納付金	174、175

『は』

派遣(→人員の派遣)	
------------	--

派遣先機関との法的関係	85
派遣される人員の地位	83
罰金	204、206
罰則	55、204
非常勤	39、41、47
P K O	127
附帯業務	80、105、135
負担金	30
別途指示	148
報告及び検査	194
法人格	23
法人の効果	24
法人の不法行為能力	36
法律補助	31、163
補助金	30、85
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	31
本邦法人	117
『ま』	
みなす	65
無償資金協力	16、88、90、92、148
無償資金協力の法的構成	94
名称の使用制限	35、204
命令	191、192、193、202、204
メコン河総合開発調査会	1
目的達成業務	87、91、136、137、201
目的と業務の関係	70
目的の法的効果	19、38
『や』	
役員	9、14、39、42、47、50、51、54、56、58、59、64
有価証券	179、186
予算	166
予算補助	179、186
予備費	164
余裕金	184、204
『ら』	
利益及び損失	176
利益が相反する事項	58
連絡	99、197

JICA
設立 20 周年

('94.7)